

◆住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)の経過措置

経過措置 平成11年から18年に入居した場合
(前に住宅ローン控除の確定申告をしている人)

○対象

- ・住宅ローン控除可能額より、所得税額が少なくなる人
- ・給与所得者については給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されている人

住宅借入金等特別控除可能額 80,000円

市への
申告期限

平成20年
3月17日まで

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

※申告書の提出方法は後日広報等でお知らせします。

○住民税から控除できる額

平成20年度 住民税からの控除額 = 以下の①、②のいずれかの少ない額 - 平成19年分所得税額 (住宅ローン控除適用前)

①平成19年分住宅ローン控除可能額
②税源移譲前の税率で算出した平成19年分の所得税額 (住宅ローン控除適用前)

住民税申告
が必要です！
確定申告と
同時にできます

◆住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)の特例

特例 平成19年、20年に入居の場合

現行の制度と、特例のいずれか有利な方を選択できます。

平成19年分の確定申告が初めての手続きになるので、詳しい要件等はお問い合わせください。

控除を受ける初年度は
確定申告が
必要です！

現行

適用年	控除率	平成19年居住の 年最高控除額	平成20年居住の 年最高控除額
1～6年目	1%	25万円	20万円
7～10年目	0.5%	12.5万円	10万円

特例

適用年	控除率	平成19年居住の 年最高控除額	平成20年居住の 年最高控除額
1～10年目	0.6%	15万円	12万円
11～15年目	0.4%	10万円	8万円

税制改正関連

○税制改正・税源移譲に関する 住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)の概要

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

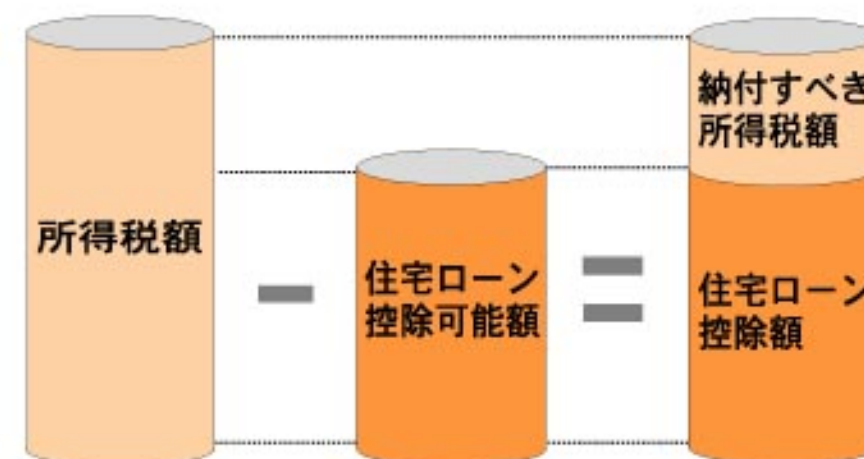
平成11年～18年に入居した方は、経過措置として、控除しきれない分について、**市町村に申告することにより、平成20年度以降の住民税から控除**できます。

平成19年、20年に入居した方は、特例として控除率と控除期間を**選択**することができます。

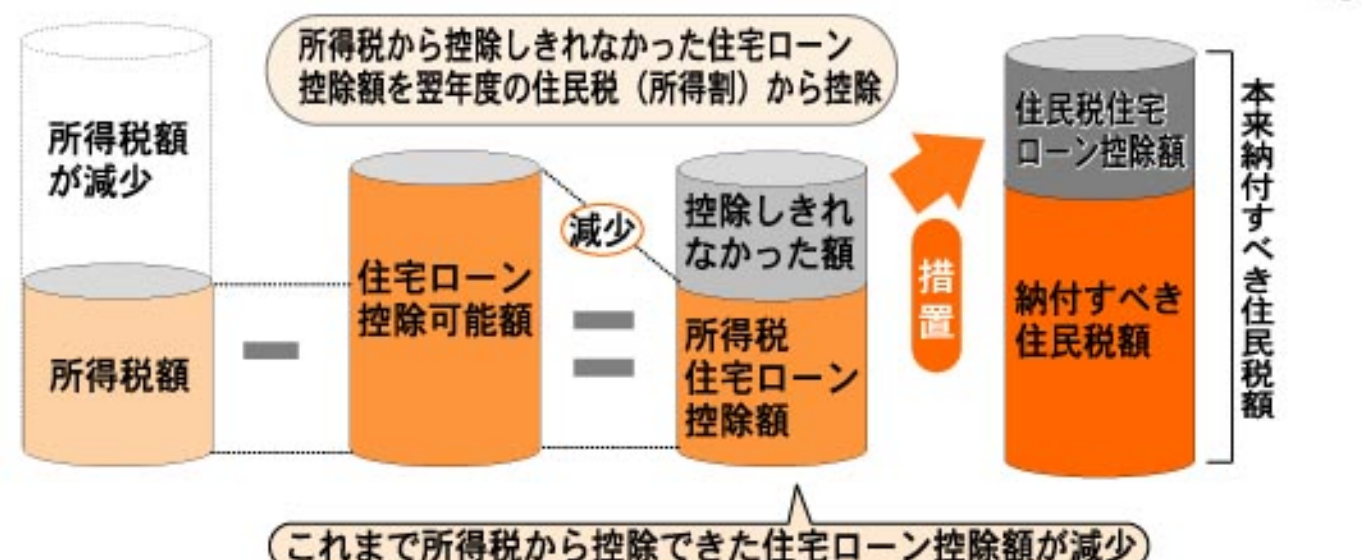
平成19年は国から地方への税源移譲が行われ、多くの税制改正があります。住宅ローン控除など申告しないでいると、控除が受けられない不利益を受ける場合があります。詳細については税務課や各庁舎市民SC総務班へお問い合わせください。

税制改正により住民税の申告が
必要になる場合があります

税源移譲前 (～平成18年分)



税源移譲後 (平成19年分～)



申告
しないでいると
控除が受けられません